



令和8年7月28日（火） 第10417号

目次

ページ

規則

- 群馬県文化財保護審議会条例施行規則の一部を改正する規則（文化遺産課） 2

公告

- 土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課） 3
 ○土地改良区の定款変更認可（同） 3
 ○同 3
 ○土地改良区連合の定款変更認可（同） 3

教育委員会規則

- 群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（生涯学習課） 4
 ○群馬県立青少年自然の家を設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（同） 4

■ 規 則

群馬県文化財保護審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年七月二十八日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第五十六号

群馬県文化財保護審議会条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県文化財保護審議会条例施行規則（令和二年群馬県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

活用専門部会

文化財の活用に関する事項

第四条中第八号を第十五号とし、同条第七号中「保持団体」を「保存団体」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第六号を第十三号とし、第五号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 群馬県登録記念物の登録又はその登録の抹消に関すること。

第四条中第四号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 群馬県登録有形民俗文化財若しくは群馬県登録無形民俗文化財の登録又はその登録の抹消に関すること。

十 群馬県指定重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の選択に関すること。
第四条中第三号を第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 群馬県登録無形文化財の登録又はその登録の抹消に関すること。

六 群馬県登録無形文化財の保持者若しくは保持団体の認定又はその認定の解除に関すること。

七 群馬県指定重要無形文化財以外の無形文化財の選択に関すること。
第四条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 群馬県登録有形文化財の登録又はその登録の抹消に関すること。

附 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年7月28日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
岡崎用水	理 事	新 任	谷直樹	吾妻郡東吾妻町大字岡崎1581番地
	同	退 任	谷弘次	同 同 同 1581番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により広瀬桃木両用水土地改良区の定款の変更を令和8年7月17日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年7月28日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により天狗岩堰土地改良区の定款の変更を令和8年7月17日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年7月28日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第30条第2項の規定により坂東大堰土地改良区連合の定款の変更を令和8年7月17日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年7月28日

群馬県知事 山 本 一 太

■教育委員会規則

群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月二十八日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十二号

群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第四項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第二十八条第二項の規定による指定難病にかかっている旨の証明又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の三第七項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第十九条の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病にかかっている旨の証明」を加える。

一 群馬県生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和六十二年群馬県教育委員会規則第十一号）第八条第一項第五号

二 群馬県立ぐんま天文台の設置及び管理に関する条例施行規則（平成十一年群馬県教育委員会規則第八号）第七条第一項第三号

三 群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関する条例施行規則（平成十七年群馬県教育委員会規則第二十七号）第七条第一項第四号

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。

群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月二十八日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十三号

群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和四十六年群馬県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第四項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第二十八条第二項の規定による指定難病にかかっている旨の証明又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の

三第七項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第十九条の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病にかかっている旨の証明」を加える。

別記様式第三号中「又は難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第四項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第二十八条第二項の規定による指定難病にかかっている旨の証明又は児童福祉法第十九条の三第七項の規定による医療受給者証の交付若しくは同法第十九条の二十二第四項の規定による小児慢性特定疾病にかかっている旨の証明」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年九月一日から施行する。

2 改正後の第六条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日以後の群馬県立青少年自然の家の使用について適用し、同日前の群馬県立青少年自然の家の使用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の群馬県立青少年自然の家の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
